

代表的な地方公共団体の条例について

規定例が多いものとして、以下のようなものがある。

1. 土地改変時の調査義務

(1) 大規模土地改変時（東京都、埼玉県、愛知県、三重県、大阪府、広島県、名古屋市）

○大規模な土地改変を行おうとする際に、当該土地の利用履歴等の調査の義務を課し、調査の結果当該土地が汚染されている可能性が高いと判断される場合には、さらに土壤採取調査の義務を課すもの。

○この機会に調査の義務付けを行う理由としては、

- ・改変を行おうとする土地が汚染されていた場合、当該改変により汚染が顕在化したり、汚染土壤の搬出により汚染が拡散するおそれがあること。
- ・土地改変時には建築物が無くなるため、実務的・経済的に調査を実施しやすいこと。

が挙げられた。

(2) 特定有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた工場等の敷地又は敷地であった土地における土地改変時（神奈川県、三重県、大阪府、川崎市、横浜市、名古屋市）

○土壤汚染対策法（以下「法」という。）に規定する特定有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた工場等の敷地又は敷地であった土地において、土地改変を行おうとする際に、土壤採取調査の義務を課すもの。

○この機会に調査の義務付けを行う理由は1.と同様。

2. 有害物質使用特定施設以外の特定有害物質を取り扱う施設を廃止、除却する際の調査義務（東京都、埼玉県、神奈川県、大阪府、川崎市、横浜市）

○法に規定する有害物質使用特定施設以外の特定有害物質を取り扱う施設を廃止しようとする際、又は当該施設の全部又は一部を除却しようとする際に、土壤採取調査の義務を課すもの。

○この機会に調査の義務付けを行う理由としては、

- ・有害物質使用特定施設でなくとも、特定有害物質を取り扱ったことのある施設の敷地については、土壤汚染のおそれがあること。
- ・施設の廃止、除却時には建築物が無くなるため、実務的・経済的に調査を実施しやすいこと。

が挙げられた。

3. その他

(1) 土壤汚染が判明した場合の報告義務（埼玉県、愛知県、三重県、名古屋市）

- 土壤採取調査（自主的に行った調査を含む。）の結果、法に規定する指定基準を調査する土壤汚染が判明した場合には、その旨の報告義務を土地の所有者等に課すもの。

(2) 土地譲渡時の情報の引継義務（東京都、神奈川県、川崎市、横浜市）

- 土地を譲渡する際に、当該土地において行った土壤採取調査や土壤汚染対策に関する記録を譲渡を受ける者（当該土地の譲渡を受けた者からさらに譲渡を受けた者を含む。）に引き継ぐ義務を課すもの。

(3) 未然防止の努力義務（埼玉県、愛知県、横浜市、名古屋市）

- 特定有害物質を取り扱う者は、特定有害物質を適正に管理すること等により、土壤汚染の防止に努めなければならないこととするもの。

(4) 対策計画の提出義務（東京都、埼玉県、神奈川県、愛知県、広島県、川崎市、横浜市、名古屋市）

- 土壤採取調査の結果、土壤汚染が判明した場合には、土壤汚染対策の実施のための計画を提出しなければならないこととするもの。更に、土壤汚染対策を講じる際に、当該対策について周知するための計画を提出しなければならないこととしている地方公共団体もある（神奈川県、横浜市）。